

☆みんなで
守ろう!
子どもの
笑顔☆

オレンジリボン キャンペーン

— 11月は「児童虐待防止推進月間」です —

「児童虐待」という言葉をニュースや新聞で見たり聞いたりすると、特別な事件に見えるかもしれませんが、虐待は皆さんの身近で起こっている行為です。

児童虐待は深刻な社会問題で、その相談件数は年々増加の一途をたどっています。市への虐待相談では、特に養育の怠慢及び放置（ネグレクト）が増加しており、平成23年度には全体の約46%を占めました。

市では「児童の生命及び安全の確保を最優先にする」ことを基本に、虐待の予防と早期発見・早期対応による深刻化の防止に取り組んでいます。



主催 厚生労働省・内閣府

気づくのは
あなたと地域の
心の目

オレンジリボンには
子ども虐待を防止するという
メッセージが込められています。

相談から支援へ

虐待の疑いがある子どもを発見した方からの通告や、自分の行っていることは虐待ではないかと悩んでいる保護者などから相談を受け付けています。通告や相談から家庭への「支援」が始まります。

地域との連携

家庭相談員や保健師が市内の保育園や幼稚園、学校、学童保育室、児童館などに出向き、虐待の防止と早期発見、早期対応に努めています。

相談内容によっては民生委員、主任児童委員、学校、医療機関、児童相談所、警察、健康増進課などの関係機関で構成する「下野市要保護児童対策地域協議会」と連携し情報を共有しながら対応しています。

市のPR活動

本年8月、児童自立支援施設国立きぬ川学園の職員を講師に招き、児童虐待防止講演会を開催しました。市民の方約150名の参加をいただきました。児童虐待防止推進月間の11月は、オレンジリボンキャンペーンとして、天平の芋煮会、産業祭（ふれあいプラザ）、しもつけふくしフェスタでの啓発用品配布、JR3駅等のデジタルサインージでの啓発コンテンツ放映、市全職員のオレンジリボン着用、各庁舎でののぼり旗設置などのPR活動を展開します。

児童虐待の定義とは…

児童虐待とは、

【身体的虐待】	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など
【性的虐待】	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
【ネグレクト】	家の中に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
【心理的虐待】	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV） など

虐待に気づくきっかけは

○子どもが…

- ・ 家に帰りがたがらない
- ・ 衣服や家が極端に不衛生
- ・ 頻繁に傷やアザができる
- ・ 服に隠れている場所や顔に傷やアザがある
- ・ 子どもだけで長時間過ごしている

○親が…

- ・ 「子どもを甘やかすのはよくない」と強調する
- ・ 親の怒鳴り声、叱りつける声などが聞こえる
- ・ 親族や地域と交流がない
- ・ 家庭内で夫や恋人からの暴力（DV）がある

子育てへの支援

妊婦・出産から産後の育児へ

育児への不安軽減

育児ストレスが児童虐待の大きな要因の一つとされていることから、健康増進課では、母子健康手帳交付時にすべての妊婦から育児への不安や支援者について聞き取り、必要に応じて保健師が妊婦訪問をしています。

また、特に出産前からの支援が必要と認められる妊婦については、関係機関と連携し、安心して出産に臨めるよう支援しています。

こんにちは赤ちゃん訪問

出産後の育児不安や孤立化を防ぐため、生後4か月までの乳児全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）を行っています。また、必要に応じて保健師やヘルパーが継続的に訪問し、育児ストレス軽減の手助けをしています。

子育ての相談

子育ての悩みなどがあれば、お気軽にご相談ください。健康増進課（母子保健グループ）

☎(52)11116

☎(52)11114

☎(43)12333

☎(48)55330

☎(48)55330

☎(48)55330